

奈良県公安委員会告示第 7 8 号

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 1 号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 1 6 年国家公安委員会規則第 2 3 号）第 6 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 8 月 9 日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

1 実施期日

(1) 講義

平成 2 8 年 1 1 月 8 日（火）及び同月 9 日（水）の午前 9 時 2 0 分から午後 6 時まで（両日とも、受付時間は午前 9 時 1 0 分から午前 9 時 2 0 分までとし、講義時間は各 7 時間とする。）

(2) 修了考査

平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日（水）の午前 9 時 3 0 分から午前 1 0 時 3 0 分までの 1 時間（受付時間は、午前 9 時 1 0 分から午前 9 時 2 0 分までとする。）

2 実施場所

奈良市東寺林町 3 8 番地

奈良市ならまちセンター 3 階会議室

3 受講定員

5 0 名程度

4 受講申込手續

講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、次により受講を申し込むこと。

(1) 申込期間

平成 2 8 年 1 0 月 3 日（月）から同年 1 1 月 4 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 申込先

奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策第一係

(3) 申込方法

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記入し、所定の写真を貼り付けた

上で、(2)の申込先に直接持参して申し込むこと。

- (4) 講習手数料（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

20,000円

なお、受講申込みをした講習を受講しなかった場合でも、手数料は返還しない。

5 その他

- (1) 受講申込み又は受講の際、運転免許証その他の身分を証明する書類（受講者本人の写真が貼り付けられたものに限る。）を持参すること。

- (2) 問い合わせ先

奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策第一係

電話番号0742-23-0110 内線5147